

佐野市告示第62号

佐野市英語検定受験チャレンジ補助金交付要綱を次のように定めます。

令和7年3月19日

佐野市長 金子 裕

佐野市英語検定受験チャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 児童生徒の英語の能力及び技能並びに学習意欲の向上を図るため、児童生徒が受験する英語検定の費用に対し、市が予算の範囲内で交付する英語検定受験チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「英語検定」とは、公益財団法人日本英語検定協会（昭和38年4月に財団法人日本英語検定協会として設立された団体という。）が実施する実用英語技能検定をいう。

2 この告示において「児童生徒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第3学年までに限る。）、専修学校（高等課程に限る。）その他これらに類する学校に在学する者をいう。

3 この告示において「補助対象児童生徒」とは、第7条の規定による申請に係る児童生徒であって、当該申請に係る英語検定を受験する時点において、市の住民基本台帳に登録されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象児童生徒が18歳未満である場合 補助対象児童生徒の親権を行う者、未成年後見人その他当該補助対象児童生徒を養育している者（以下「保護者」という。）

イ 補助対象児童生徒が18歳以上である場合 当該対象児童生徒

(2) 市税（佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都

市計画税条例（平成１７年佐野市条例第６４号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成１７年佐野市条例第６５号）の規定により課された全ての市税をいう。以下同じ。）に滞納がないこと。

（補助金の対象となる英語検定）

第４条 補助金の交付の対象となる英語検定は、市長が別に定める検定級であって、第７条の申請書を提出する日の属する年度の末日までに受験するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、他の制度等により既に補助を受け、又は補助を受ける見込みがある英語検定については、この告示による補助金の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第５条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、英語検定に係る検定料とする。

（補助金の額）

第６条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、準会場で受験する場合における当該検定級の検定料に相当する額を上限とする。ただし、１級及び準１級については、本会場で受験する場合における検定料に相当する額を上限とする。

２ 前項の規定にかかわらず、就学援助費（佐野市就学援助費支給要綱（平成２７年佐野市告示第６６号）の規定により支給される就学援助費をいう。）の支給を受ける者が保護者である補助対象児童生徒が３級又は４級を受験する場合は、本会場で受験する場合の当該検定級の検定料に相当する額を上限とする。

（交付の申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする保護者は、補助対象児童生徒が英語検定を受験した日の属する年度の末日までに英語検定受験チャレンジ補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１） 英語検定を受験したことが確認できる書類の写し

（２） 受験した英語検定に係る検定料の支払い額が確認できる書類の写し

（３） 補助対象児童生徒が在学していることを証する書類の写し（小学校、

中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する者を除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは英語検定受験チャレンジ補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことと決定したときは英語検定受験チャレンジ補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

2 補助金の交付は、補助対象児童生徒1人について、一年度につき1回とする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、第8条の規定による決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させる場合は、英語検定受験チャレンジ補助金返還通知書により、当該補助金の交付の決定を取り消された者にその旨を通知する。

(書類の様式)

第12条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(佐野市英語検定費用助成要綱の廃止)

- 2 佐野市英語検定費用助成要綱（平成 3 0 年佐野市告示第 1 4 5 号）は、廃止する。

(佐野市英語検定費用助成要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の佐野市英語検定費用助成要綱第 8 条の規定により交付した英語検定費用助成金については、同要綱第 9 条及び第 1 0 条の規定は、なおその効力を有する。